

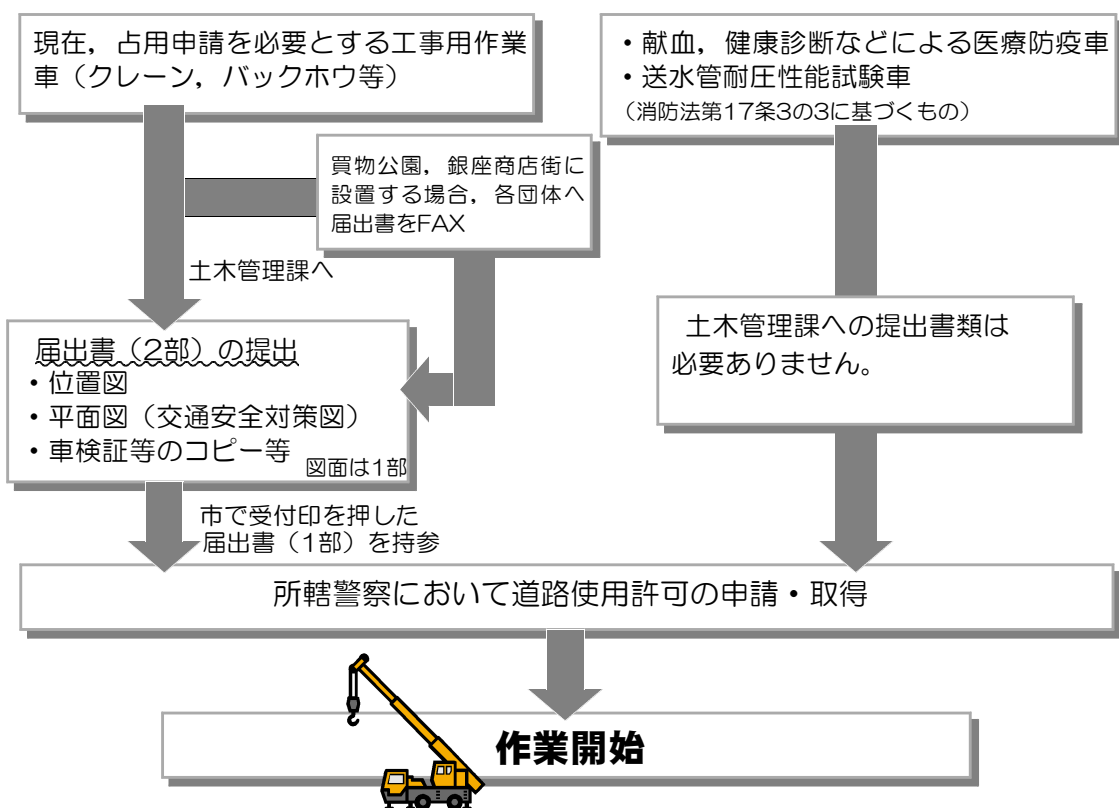
令和2年度から

## 工事用作業車、医療防疫車等

の道路占用申請は不要となります。

今まで工事用作業車（クレーン車、バックホウ等）や医療防疫車を市道に設置する際には、道路占用許可を必要としていましたが、令和2年4月1日以降に設置するものについては、占用許可を不要とします。

しかし、道路の維持管理上、設置の有無を把握する必要があることから、工事用作業車の設置については、届出書を提出していただいた後、警察への道路使用許可の申請をしていただくことになります。



### ※その他注意事項

- (1) 今後もアウトリガー使用不備による道路の破損や汚損が発生してしまった場合は、道路管理者の指示の下で復旧していただくことになります。
- (2) 平和通買物公園（宮下通から8条通7～8丁目まで）にはロードヒーティングが埋設されている箇所が多数あるため、アウトリガーや車両の乗り入れにより故障するおそれがあります。車両の乗り入れには養生を心がけてください。また、重量のある作業車を乗り入れる必要がある場合には、事前に土木管理課に御相談ください。万が一破損や故障が発生した場合は、道路管理者の指示の下で、原因者により補修や修理をしていただくことになります。
- (3) 歩行者等の安全対策等はこれまでの占用申請時と同様の対策をしていただくことになります。
- (4) 特殊な事情がある場合などには、道路占用許可を必要とすることがありますので、事前に御相談してください。

< 御不明な点などありましたら次の連絡先までお問い合わせください。 >

（担当）旭川市土木部土木管理課道路占用係 TEL：25-5375

